

第521回 役員会議事録

日 時： 令和3年2月24日（水） 15：30～16：05

場 所： 特別応接室を中心に web 開催

出席者：

石橋総長	荒殿理事	谷口理事	久枝理事	福田理事
河野理事	内藤理事	村上理事	前田理事	

欠席者：

1. 旧年俸制適用教員に係る業績評価の実施に関する役員会決定の一部改正について
旧年俸制適用教員に係る業績評価の実施に関する役員会決定の一部改正について説明があり、審議の結果、これを議決した。
2. 名誉教授称号授与時期等の見直しについて
名誉教授称号授与時期等の見直しについて説明があり、審議の結果、これを議決した。
3. 共同利用・共同研究拠点の認定申請について
共同利用・共同研究拠点の認定申請について説明があり、審議の結果、これを議決した。
4. 総合体育館(伊都)の福岡市臨時避難所としての指定について
総合体育館(伊都)の福岡市臨時避難所としての指定について説明があり、審議の結果、これを議決した。
5. 国立大学法人役員賠償責任保険への加入について
国立大学法人役員賠償責任保険への加入について説明があり、審議の結果、全世界補償 支払限度額1億円の役員賠償席に保険へ加入し、法人と役員の保険料負担割合は法人9：役員1とすることを議決した。

なお、審議に際し、以下のような意見交換があった。

- ・他法人の状況をみると支払限度額1億円が最も多いが、他法人はどのような判断で1億円を選択しているのか。
- ・おそらく、ここ数年の損害賠償請求額を参考にしているものと思われる。
- ・最近の賠償請求額をみると、本学が例年選択している3千万というのは少ないと考える。他法人の状況をみても、支払限度額は1億円とすべきではないか。
- ・それでは、来年度の役員賠償責任保険については、全世界補償、支払限度額1億円の保険に加入することとする。法人と役員における保険料の負担割合については、9：1もしくは10：0が妥当と思われるがどうするか。
- ・ある程度個人も負担するということで、9：1としてはいかがか。
- ・法人と役員における保険料の負担割合は9：1とする。

6. 国立大学法人ガバナンス・コードに係る公表等について

国立大学法人ガバナンス・コードに係る公表等について説明があり、審議の結果、これを議決した。

(以 上)